

第一回 参議院財政及び金融委員會會議錄第三十七号

付託事件

- 酒類配給公團法案(内閣提出)
- 物價引下運動促進に関する陳情(第九号)
- 製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)
- 織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)
- 少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)
- インフレ防止に関する陳情(第七十一号)
- 電氣税復活反對に関する請願(第四十三号)
- 會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 低物價政策上官營事業料金の値上げ反對に関する陳情(第九十号)
- 連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百十一号)
- 賠償税の新設に関する請願(第四百十八号)
- 中古衣類の公定價格を廃止することに関する請願(第四百三十八号)
- 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百四十号)
- 中古衣類の公定價格制度を廃止することに関する陳情(第二百三十三号)
- 會計検査人法制定に関する請願(第二百二二号)
- 失業保険特別會計法案(内閣送付)
- 非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)
- 政令第七十四号中憲法違反の條項に

関する請願(第二百五十七号)

- 自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)
- 戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに関する陳情(第三百八十一号)
- 庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)
- 通貨発行審議會法案(内閣送付)
- 經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)
- 物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)
- 今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百十二号)
- 金屬鉾山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに関する陳情(第四百十五号)
- 戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とすることに関する陳情(第四百十八号)
- 企業整備に関する陳情(第四百十九号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)
- 旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)
- 生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)
- 庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)
- 木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)
- 天日製塩実施に関する陳情(第四百

六十二号)

- 經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)
- 企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)
- 物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)
- 所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)
- 非戦災者特別税法案(内閣送付)
- 昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣送付)
- 印紙等模造取締法案(内閣送付)
- 持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)
- 接收家屋の地租家屋税等に関する請願(第五百八号)
- 經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに関する請願(第五百三十六号)
- 政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣送付)
- 財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣送付)
- 竹材加工業に関する陳情(第五百八

十五号)

- 政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案(内閣送付)
- 昭和二十二年十一月二十四日(月曜日)午前十一時四十二分開会
- 本日の會議に付した事件
- 政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案
- 委員長(黒田英雄君) それでは財政及び金融委員會を開会いたします。実は公報に載つておりませんが、政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案、これを政府の方で特に急いでおりますので皆様の御了解を得まして、この場合委員會を開会いたしたいと思ひます。これにつきまして先日提案の理由は政府から説明があったのでありますが、御質問のおありの方は、御質問願ひたいと思ひます。
- 川上嘉君 この前提案理由を聞かなかつたのですが、実はさう何度にも細かく刻んでそれを出すというのがどうも分らないのですが、どういふわけですか。ちよつとお伺ひいたします。
- 委員長(黒田英雄君) 局長が今日は止むを得ない差支で参れませんが、阪田課長が参つておりますので説明員として答弁をして貰うようにいたして御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。それでは坂田説明員

- 説明員(坂田泰二君) それではお許しを得まして、私からお答え申し上げます。只今のお尋ねの点であります、この千八百円と千六百円の差額と申しますのは毎月の千八百円と千六百円の差額でありますから、財源的に總体として申しますと、毎月二百円ずつ出る。こういうような形になるわけでありまして、それで七月八月九月の分は御承知のように先般御決定を経ました法律案です。すでに支給済になつておるわけでありまして、十月以降の分につきましては、やはり法律の根據を要します。で、今回御審議をお願いしておるわけでありまして、その都度一々お手数を煩わすということは非常に恐縮でございます。今回はさういふような点も考へまして、十月以降毎月八分の一、八分の一というのはいち平均して二百円という額に當るわけですが、十月以降毎月八分の一ずつ出して行ける。こういう法律案にいたしましたので、將來根本的に給與制度が改まりまして、俸給やら手当の制度が変わりますれば、そのときには打ち切られますが、それまではこの法案によりまして、もうこれ以上御審議のお手数を煩さなくとも、毎月八分の一ずつ出して行ける。こういうことに相成るわけでございます。
- 委員長(黒田英雄君) 他に御質問はございませんでしょうか、御質問は終

了いたしたものと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に入りたいと思います。御意見のおありの方はお述べを願いたいと思います。別に御発言がございせんければ、討論は終結したものといたして御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。直ちに採決に入りたいと思います。政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案、この案を問題にいたしましてこれを可とする方の御拳手を願いたいと思います。

〔総員挙手〕

○委員長(黒田英雄君) 全員一致であります。よつて全会一致を以て可決いたされました。それでは財政委員会はこれで散会いたします。

午前十一時四十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君

理事

波多野 鼎君

伊藤 保平君

委員

森下 政一君

玉屋 喜章君

山田 佐一君

木内 四郎君

尾形六郎兵衛君

深川タマエ君

星 一君

赤澤 與仁君

小宮山常吉君

西郷吉之助君

説明員
大蔵事務官(給
與局第一課長)

高橋龍太郎君
山内 卓郎君
渡辺 甚吉君
中西 功君
川上 嘉君

坂田 泰二君